

第193号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー6月調査結果から

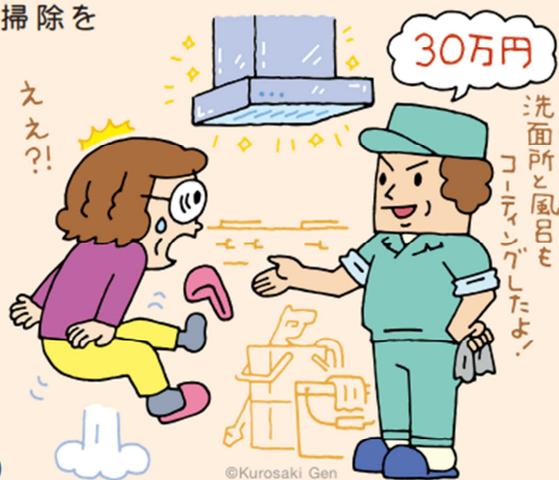
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り
新鮮情報

低価格で誘う 換気扇やエアコン クリーニングの 電話勧誘

自宅に電話があり「お試し
価格の3千円で、換気扇やエ
アコンのクリーニングがで
きる」と勧誘され、換気扇
の掃除を依頼した。業者が
来訪し換気扇を掃除した
後、汚れが付きにくくなる
からと、コーティングを
強く勧められ、断れ
ずに承諾した。すると、
風呂場や洗面所の換気
扇もコーティングされ
て約30万円も請求
された。高額だと思
う。

(80歳代)



©Kurosaki Gen

- ・低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容はわかりません。安易に訪問を承諾せず、いったん電話を切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。
- ・作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。

(国民生活センター見守り新鮮情報より)

消費生活関連

6月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「ミシン, せともの, 着物, 帯など不要なものはないですか。」と出張買取業者から電話があった。
- ・「近所をまわっている。靴や洋服など何でもよい。不用品を買い取る。」との電話だったが「何も無い。」と言って断った。
- ・「光熱費の削減診断」という名目で「1分間程度の質問に教えてください。」と言われたが断った。
- ・電力会社から「6月から電気料金が値上がりになる。」と, 3~4回電話がかかって来たが, 忙しい時にかかって来たので電話を切った。

消費生活相談員からのコメント

電話勧誘のトラブルの防止や, 振り込め詐欺の被害防止のためには, 通話録音装置や迷惑電話対策機能が付いた電話機を使用することも有効です。



その他

- ・インターネット回線の勧誘で訪問した業者が、我が家の前にある電柱を指さし「回線が変わる。安くなる。」などと説明して行った。
- ・訪問した業者に「電気料金が安くなる。」と勧誘された。
- ・訪問した業者に「蓄電池, 太陽光パネルを設置している家庭に無料で蓄電池を設定するキャンペーンを実施している。設置してはどうか。」と勧誘されたが断った。
- ・リフォーム業者から「屋根の塗装がはがれているところがあるが, リフォームしないか。」と勧誘された。「今は予定がない。」と断ったが, 業者は名刺を置いて行った。
- ・金の価格の高騰が続いているせいか, 買い取り業者の新聞折り込みチラシが毎日のように入ってくる。

消費生活相談員からのコメント

突然訪問した事業者から「近所で工事していたら, お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検してあげましょう。」と言うので依頼したところ, 屋根が浮いている写真を見せられ, 驚いて, 高額な修理の契約をしてしまった。その後, ハウスメーカーに確認してもらおうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われたなど, 点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘する悪質なケースがあるようです。「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。点検する場合は, 点検結果を冷静に確認し, 業者の話をうのみにしない。その場で契約しないようにしましょう。

(参考: 国民生活センターHP)

点検調査 **リフォーム工事心得**

- ☞ **「点検する」などと訪問してくる業者には対応しない**
- ☞ **点検をする場合でも, 点検結果は冷静に受け止める**
- ☞ **せかされてもその場で契約しない**
- ☞ **契約をする場合には, 複数社から見積りをとる**
- ☞ **保険金申請を前提とした工事の勧誘には応じない**

お困りの際は **188** (消費者ホットライン) にお電話を!!

食品の品質表示

6月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈6月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	キャベツ	名称・産地	21	有	21
		さくらんぼ			無	0
	水産物	魚	名称・産地	21	有	21
		豚肉			無	0
加工食品		かに缶詰	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	有	8
					無	2

◆報告

- ・ かに缶詰は品薄で見つけにくい状況だった。
- ・ バラ売りの野菜で、「産地」の表示が時々ない店舗があった。
- ・ 加工食品の原産地表示が枠外に記号で表示されていて少し分かりづらかった。
- ・ 加工食品の保存方法の記載がなかった。



消費生活相談員のコメント

食品の表示制度は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択、摂取する際の安全性を確保する上で重要な情報源となっており、生鮮食品の表示(農産物)は、名称と原産地が表示されることとなります。

「容器包装に入れられていない農産物には、食品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してください」と定められています。 ~早わかり食品表示ガイド 消費者庁より引用~

また、「加工食品の保存方法の記載がなかった。」との報告について、お調べした結果、常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないものについては、保存の方法を省略することができると規定されており、今回のカニ缶の保存方法の表示については省略が可能です。 ~消費者庁 HP 食品表示基準に係る通知・Q&Aについて (平成27年3月30日消食表第140号参照)~

～編集後記～

現在全国的に新型コロナウイルス感染が増加傾向にあります。

夏休みやお盆の時期を迎え、交流の機会が増加します。感染対策については、個人の主体的な判断が尊重されるべきですが、基本的に感染対策には引き続き注意が必要です。

新型コロナウイルス感染症では、発熱やだるさなどで外出や調理が困難になる場合があります。こうした状況を想定し、解熱剤や開封するだけで食事ができる食品(缶詰・ゼリー)や、加熱するだけで調理ができる食品(レトルト食品や冷凍食品)なども一定数備蓄しておくことが大切です。

家庭での日用品や食料品の備蓄方法は『ローリングストック法』がおすすめです。

買う、消費する、備えるを繰り返すことで無駄なく備蓄することができます。

農林水産省のホームページに詳細な情報が掲載されていますので、備蓄の参考にご活用ください。

農林水産省 家庭備蓄ポータル

検索



本誌「暮らしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。

★



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)



令和5年8月4日 発行